

## 先行許可証の提示について

年 月 日

島根県知事 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称および代表者の氏名）

私は、（特別管理）産業廃棄物処理業の申請にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第8項または同規則第10条の4第7項（これらを準用する場合を含む。）の適用を受けるため、適法な先行許可証の提示をもって以下書類の添付を省略します。

### 記

1 提示する先行許可証

年 月 日付け第

号

県知事（市長）許可（特別管理）産業廃棄物収集運搬（処分）業許可証

2 省略する書類

① 申請者が個人である場合

- ・申請者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

② 申請者が未成年者である場合

（法定代理人が個人である場合）

- ・法定代理人の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

（法定代理人が法人である場合）

- ・法定代理人の役員住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

③ 申請者が法人である場合

- ・役員住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書
- ・発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

④ 申請者に令第6条の10に規定する使用人（以下、「政令使用人」という。）がある場合

- ・政令使用人の住民票の写し及び成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書

注

本書に先行許可証の原本及び写しを添付してください。原本は確認後すぐに返却します。